

【重要なお知らせ】

平成22年4月7日（水）の教育研究評議会における決定により、一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準の一部改正が行われました。

これにより、給与奨学金のみを収入として計上し、貸与奨学金を収入に計上しないことになりました。

なお、この改正は平成22年4月1日（木）に遡って施行されます。

何かご不明な点がございましたら、学生支援課までお問い合わせ下さい。

平成22年4月8日

学生支援課